

【補足】公共神第 208 号令和 4 年 11 月 1 日付「令和 4 年度被扶養者の検認事務について（依頼）」－義務教育終了前の被扶養者について－

標記依頼文 1 ページの 1 (4) 3 つ目の※において「義務教育終了前の者の検認は行わないため、「特認者リスト」には載りません」とありますが、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和 4 年 10 月 1 日付で「協会けんぽ」から「公立学校共済組合」へ移行することになった短期組合員（臨時的任用職員を除く）の被扶養者（※）については、義務教育終了前の被扶養者も検認対象者となるため、当該リストを送付しております。

そのため、（別紙 1）及び（別紙 1） 4 に記載の※要書類のご提出をお願いします。ただし、義務教育終了前の被扶養者は、「令和 4 年度の市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の提出は不要となります。

（※）認定時に「被扶養者申告書〔認定用〕（給付様式第 2-1-1 号）」「協会けんぽの被扶養者証の写し」を提出した者